

損害賠償額の決定について（環境局関係）

環境局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額を、次のとおり決定する。

金額及び被害者	事 件 概 要
見舞金 24,706,278円 医療費 19,002,153円 被害者 5,704,125円 50歳代	<p>平成26年12月15日午後1時10分ごろ、本市職員松本義行の運転する本市環境局西北環境事業センター所属じん芥自動車なにわ480き7267号車が、西淀川区大和田3丁目2番15号先交差点を右折東進しようとした際、同交差点を西に向かって走行していた自転車に気付かなかったため、本車左前角部が同自転車に衝突し、その衝撃で同車に乗っていた被害者が路上に転倒し、負傷したものである。</p> <p>同人は、左脛骨腓骨骨折及び左第5中手骨骨折のため約1年10箇月にわたり入院及び通院治療を続けたが、左足関節及び左手第5指に機能障害等を残した。</p>

平成29年9月13日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

環境局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額を決定するため、この案を提出する次第である。